

公認心理師法における医師に関する運用基準（案）
に関する御意見の募集結果について

平成30年1月31日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

「公認心理師法における医師に関する運用基準（案）」について、平成29年11月20日から平成29年12月19日まで御意見を募集したところ、75件の御意見を頂きました（そのうち、今回の意見募集と関係がない御意見が37件）。

頂いた主な御意見の概要とそれらに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見及び考え方のみを公表させていただきますので御了承ください。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも文部科学行政及び厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	要支援者の意向を尊重することや要支援者の利益に資するように配慮するような記載等を追記すべき。	要支援者の利益に資するようにするという観点から、「3. 主治の医師の有無の確認に関する事項」において、要支援者の意向や心情を踏まえる旨の記載をしておりますが、頂いた御意見を踏まえ、「4. 主治の医師からの指示への対応に関する事項」においても、同じ観点から「要支援者が主治の医師の関与を望まない場合、公認心理師は、 <u>要支援者の心情に配慮しつつ</u> 、主治の医師からの指示の必要性等について丁寧に説明を行うものとする。」と修正しました。
2	医師の指示内容等について、その詳細、文言の定義、書式及び具体的な例等を記載してほしい。	医師が行う指示の内容については、既に例示を行っております。具体的な指示内容等については、要支援者、公認心理師及び医師自身の置かれた状況も踏まえ判断するものであることから、その詳細を本運用基準において一律に示すことは難しいと考えます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	医師の指示を受ける際等における、公認心理師の対応について、その詳細及び具体的な例等を記載してほしい。	公認心理師の対応については、様々な状況が考えられるため、本運用基準において一律に示すことは難しいと考えます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4	主治の医師に該当するかどうかの判断方法を明確に記載してほしい。	指示を受けるべき「主治の医師」に該当するかどうかについては、原案にあるとおり、要支援者の意向等を踏まえて判断することとなります。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	「要支援者本人に対する確認が難しい場合は、その家族等に主治の医師の有無を確認するもの」とあるが、より要支援者本人に配慮した記載としてほしい。	頂いた御意見を参考に、御指摘頂いた箇所の趣旨を明確化するため、「要支援者本人に対する確認が難しい場合には、 <u>要支援者本人の状態や状況を踏まえ、その家族等に主治の医師の有無を確認することも考えられる。</u> 」と修正しました。
6	公認心理師が主治の医師の指示を受けることについて、「指示に従わなければならないこととする」等、指示の拘束性をより強めるような厳格な記載にしてほしい。	主治の医師の指示を受けることに係る記載については様々な意見がありましたが、原案のままの記載とさせていただきます。後述のとおり、この運営基準は適宜見直しを行っていくこととしており、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
7	公認心理師が主治の医師の指示を受けることについて、指示を受けなければならない状況を限定する等、より寛容な記載にしてほしい。	
8	服薬指導について、公認心理師の対応を明確にしてほしい。	頂いた御意見を参考に、薬剤を服薬している者への対応について、今後厚生労働省のホームページにおける「よくある御質問」等に記載することを含め関係者への周知を行うことを検討しております。
9	主治の医師と公認心理師は対等な立場であるべきである。	本運用基準は、医師と公認心理師の立場の関係性を直接的に定めるものではありません。医師と公認心理師の立場や役割は、状況によって様々であると考えられます。
10	医師にも指示を出す義務を明確化し、義務違反の場合に公認心理師が取るべき対応を記載してほしい。	医師の義務については、公認心理師法上の定めがないため、本運用基準で記載することは困難です。
11	本運用基準は適宜見直しを行っていく旨の記載を追記してほしい。	頂いた御意見を踏まえ、「5. その他留意すべき事項」に「(2) 本運用基準は適宜見直しを行っていくものとする。」という記載を追記しました。